

1 趣旨

この解説版は、大阪府政・地域貢献企業登録制度の仕組みや考え方について、広く理解を求め、もって制度の適切な運営に資することを目的とするものです。

2 制度の目的（大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱第2条関係）

この制度は、企業・大学・団体（以下、「企業等」という）の社会貢献・地域貢献のニーズと府における企業等との連携による事業実施のニーズのマッチングを図ることにより、行政だけでは実現しえないきめ細かい府民サービスの提供と公的活動を通じた企業等の価値の向上を両立させ、府民がその効果を享受できる「三方良し」となる取組みを推進し、公民連携による社会課題の解決と成長する大阪の実現に寄与することを目的としています。

3 登録企業等の範囲の考え方（大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱第3条関係）

登録する企業等については、府の実施する事業を共に担っていただくパートナーであり、幅広い府民の理解が得られることが大切です。

このため、要綱第3条に登録企業等の範囲を規定しています。消費者である府民の安全と保護の観点から、企業等としての社会的責任、あるいは地域の一員としての企業等の役割等を明確にし、公表し、府民の信頼を得る努力をしていることを登録にあたっての必須要件としています。

第3条第2項に規定する登録しない場合の考え方については、次のとおりです。

(1)法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの

法令等に違反した場合は、刑罰あるいは行政罰等により一定の社会的制裁を受けることとなりますが、その制裁を終えるまでの間は登録できません。例えば営業停止処分等を受けている場合は、その処分が終了するまでの間は登録できません。

そのおそれがあるものとは、過去に度重なる法令違反があった場合や社会的制裁措置に対して不服申立てを行っている場合などを想定しています。

(2)公序良俗に反する活動を行うもの

公序良俗に反する活動を行うものとは、次のようなものを想定しています。

(例示)

- (1)消費者に被害が生じる疑いのある販売行為を行うもの
- (2)過去に重大な法令違反や社会秩序の維持に支障をきたすような悪質な行為を行ったもので、一般社会の理解が得られていないもの
- (3)事業活動等において一般的な許容範囲を超える迷惑行為を行っているもの

(3)民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続中のもの

(4)次の税等の未納があるもの

- ア 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金
- イ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金
- ウ 消費税及び地方消費税
- エ 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国におけるアからウまでに規定する税に相当する税等に係る徴収金

該当するものにあつては、府の入札参加資格要件との整合の観点から、除外するものです。

(5)府の入札参加停止措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの

府の入札制度との整合の観点から、除外するものです。

(6)人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの
過去1年以内に人権侵害にかかる事象があったもの、又は過去に人権侵害にかかる事象があり、その後においても、人権尊重の意識啓発や個人の尊厳を重視した改善の取組みが行われていないような場合を想定しています。
(7)政治活動を助長するおそれのあるもの
地方公務員法第36条に規定する職員（地方公務員）の政治的行為制限に支障をきたすおそれがあるものを除外するものです。具体的には議員あるいは政治団体が行う事業等を想定しています。
(8)宗教活動を助長するおそれのあるもの
憲法第20条に定める信教の自由を保障するとともに、行政の宗教活動を禁止した同条の趣旨を踏まえ、その履行に支障をきたすおそれがあるものを除外するものです。宗教団体あるいはそれに類似する団体が行う事業等を想定しています。
(9)暴力団員及び暴力団密接関係者によるもの
大阪府暴力団排除条例に基づき、暴力団の利益になる登録を排除するためのものです。必要に応じ、大阪府警察本部に照会します。
(10) その他府が登録しないことが適切と認めるもの
上記以外の場合でも、登録しないことが適切であると判断されるものは、除外します。

4 企業等登録の手続（大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱第4条、5条、6条関係）

- (1) 府は、原則、インターネット（大阪府ホームページ）により登録を希望する企業等を公募します。
登録にあたっては、必ず公民戦略連携デスクとの打ち合わせを行っていただきます。
- (2) 登録を希望する企業等は、下記ア、イのいずれかの方法で申し込んでください。
ア 大阪府ホームページより申込書（様式1）をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、郵送等により大阪府財務部行政経営課あて提出してください。
イ 大阪府行政オンラインシステムを利用し、「大阪府政・地域貢献企業登録制度（地域貢献企業バンク）申込」フォームに必要事項を記載のうえ、送信してください。
この場合、事前にシステムの利用者登録を行う必要があります。
本制度は、企業・大学・団体を対象としたものですので、利用者登録は必ず「事業者」区分で行ってください。個人区分で登録したIDでは本制度への申込みはできません。
- (3) 申込書の提出があった際、府は、すみやかに申込書の内容等を確認し、登録の適否を決定し、文書により申込み企業等あてに登録完了を通知します。
府政への影響等とは、連携することで、府に対する信頼を損なうおそれがある場合や、府民の理解を得ることが難しい場合を想定しています。

5 企業等情報の登録（大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱第7条関係）

登録を決定した企業等について、必要な情報を庁内情報共有システムに登録し、庁内に公開し、府職員において共有させていただくこととなります。

なお、登録をもって直ちに対外的に公表することは予定しておりませんが、プレス対応、あるいは情報公開請求等への対応など、対外的に情報提供する必要がある場合は、府の判断によりこれを提供することとさせていただきます。

6 登録企業等の事業等への参画（大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱第8条関係）

府は、登録企業等の参画・協力を得る必要があると認める場合は、登録企業等に個別に打診するほか、全ての登録企業等にメール等で一斉に情報を提示することで、参画・協力の希望を募ります。

また、登録企業等から府に対し、連携による事業実施の提案を行うこともできます。この場合、府は実施の可否について誠実に検討します。

いずれの場合も、連携による事業の実施にあたり必要なことは、府と登録企業等との協

議により決定するものとします。

7 守秘義務（大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱第9条関係）

府及び登録企業等は、連携による事業の実施にあたり知り得た機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはなりません。

この義務は、本制度の登録解除後も存続します。

8 知的財産権等の取扱（大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱第10条関係）

府及び登録企業等は、連携による事業において、知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、双方に通知しなければなりません。

この場合において、当該知的財産権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、双方が協議して定めるものとします。

知的財産権等が生じる可能性がある連携による事業としては、例えば、府と企業等による共同研究や、啓発プログラムや教材の共同開発などを想定しています。

9 実績等の公表（大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱第11条関係）

登録企業等の参画により実施した事業の実績等の公表は、登録企業等及び事業主催者の双方が自由に行うことができることとします。なお、双方の良きパートナーシップの構築という観点から、実績等を公表した場合は、相手方に対しても情報提供の内容等を事前又は事後に通知することとしています。

10 職員の綱紀保持への協力（大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱第12条関係）

府においては、綱紀保持指針を定め、府民から信頼される倫理観をもって、府政の公正な運営に努めているところです。

こうした中、本制度の実施により、登録企業等の皆様との間におきましても、府民の信頼に応える良きパートナーシップを築いていくことが重要であり、府の定める綱紀保持指針の遵守に支障をきたすことがないように、ご協力をお願いするものです。

11 制度に関する問合せ等（大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱第13条関係）

本制度は、大阪府財務部行政経営課が所管します。

大阪府財務部行政経営課公民戦略連携デスク
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06-6944-6401（ダイヤルイン）
E-mail koumin@gbox.pref.osaka.lg.jp